【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和８年11月11日
【中間会計期間】	第76期中（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）
【会社名】	細谷火工株式会社
【英訳名】	HOSOYA PYRO-ENGINEERING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　細谷　穣志
【本店の所在の場所】	東京都あきる野市菅生1847番地
【電話番号】	042（558）5111（代）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　　秋葉　真奈美
【最寄りの連絡場所】	東京都あきる野市菅生1847番地
【電話番号】	042（558）5111（代）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　　秋葉　真奈美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第75期 中間会計期間	第76期 中間会計期間	第75期
会計期間		自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日	自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日	自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日
売上高	（千円）	521,390	675,898	2,137,098
経常利益	（千円）	106,485	164,597	306,127
中間（当期）純利益	（千円）	74,225	111,670	213,346
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	201,600	201,600	201,600
発行済株式総数	（株）	4,032,000	4,032,000	4,032,000
純資産額	（千円）	3,286,396	3,511,366	3,475,456
総資産額	（千円）	4,375,419	4,714,984	4,828,042
１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	18.55	27.90	53.30
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	15.00
自己資本比率	（%）	75.1	74.5	72.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△103,541	△173,358	324,856
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△28,865	△221,049	△69,072
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△176,777	30,642	△185,882
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	416,167	431,487	785,252

（注）１　当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
２　潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３　第75期の１株当たり配当額には記念配当５円が含まれております。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益は堅調に推移したものの、為替相場の変動やコスト高による物価上昇など、景気の減速が懸念される状況が続きました。

このような環境もと、当社でもエネルギー価格の高騰や労務費の上昇に加え、原材料や部材の入手難など厳しい経営環境が続きました。しかしながら防衛装備品全般に対する需要は高く、当社の一部製品でも受注数量が増加し、他製品の減少分を補いました。また、液体化成品に関わる委託業務や火工品燃焼処分への依頼が堅調で、前期と比べ増収増益となりました。

当中間会計期間の売上高は675百万円（前年同期比29.6%増）、営業利益161百万円（同51.9%増）、経常利益164百万円（同54.6%増）、中間純利益111百万円（同50.4%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

（火工品事業）

下期に集中する防衛省向け製品の納期平準化や、民間向け製品の受注拡大に取り組んだ結果、前年同期と比べ増収となりました。また、受注単価の適正化に努めると共に生産部門での効率化を継続した結果、売上高は584百万円（前年同期比34.9%増）、セグメント利益は118百万円（同86.5%増）となりました。

（賃貸事業）

売上高は91百万円（前年同期比4.0%増）、セグメント利益は65百万円（同2.4%増）となりました。

② 財政状態の状況

当中間会計期間末における総資産は4,714百万円となり、前事業年度末に比べ113百万円減少しました。これは主に、棚卸資産が357百万円、有形固定資産が180百万円増加した一方で、現金及び預金が363百万円、売掛金が292百万円それぞれ減少したことによるものです。

当中間会計期間末における負債合計は1,203百万円となり、前事業年度末に比べ148百万円減少しました。これは主に、短期借入金が100百万円増加した一方、未払法人税等が60百万円、賞与引当金が58百万円、買掛金が54百万円、流動負債のその他に含まれる未払金が48百万円それぞれ減少したことによるものです。

当中間会計期間末における純資産合計は3,511百万円となり、前事業年度末と比べ35百万円増加しました。これは主に、その他有価証券評価差額金が15百万円減少した一方、利益剰余金が51百万円増加したことによるものです。

以上により、自己資本比率は74.5%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前年同期と比べ15百万円増加して431百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の減少額は173百万円となりました。これは主に、売上債権の減少296百万円に対し、棚卸資産の増加357百万円、法人税等の支払額88百万円、賞与引当金の減少58百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少額は221百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得220百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の増加額は、30百万円となりました。これは主に、短期借入金の返済200百万円、配当金の支払59百万円に対し、短期借入金による収入300百万円によるものです。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

(火工品事業)

当中間会計期間における研究開発活動の金額は7,586千円であります。

(賃貸事業)

賃貸事業については、研究開発活動を行っておりません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,064,000
計	8,064,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（令和８年９月30日）	提出日現在発行数（株）（令和８年11月11日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,032,000	4,032,000	東京証券取引所スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	4,032,000	4,032,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
令和８年４月１日～令和８年９月30日	―	4,032,000	―	201,600	―	18,121

（５）【大株主の状況】

令和８年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
一般社団法人日本文化伝承会館	東京都あきる野市草花2510－１	415	10.4
西武信用金庫	東京都中野区中野２－29－10	265	6.6
細谷火工共栄会	東京都あきる野市菅生1847	261	6.5
志村　実	東京都青梅市	175	4.4
細谷　亮旗	東京都小平市	170	4.2
細谷　穣志	東京都あきる野市	103	2.6
ナス物産㈱	東京都中央区日本橋大伝馬町14－17	92	2.3
住友重機械工業㈱	東京都品川区大崎２－１－１	90	2.2
浅原　住子	兵庫県三田市	73	1.8
㈱日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１－８－12	49	1.2
計	－	1,694	42.3

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

令和８年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　29,500	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　3,984,500	39,845	―
単元未満株式	普通株式　18,000	―	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	4,032,000	―	―
総株主の議決権	―	39,845	―

（注）　「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式42株が含まれております。

②【自己株式等】

令和８年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 細谷火工株式会社	東京都あきる野市菅生1847番地	29,500	―	29,500	0.7
計	―	29,500	―	29,500	0.7

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（令和８年４月１日から令和８年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、虎ノ門有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (令和８年３月31日)	当中間会計期間 (令和８年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	795,252	431,487
売掛金	557,042	264,112
商品及び製品	22,897	35,679
仕掛品	335,405	695,682
原材料及び貯蔵品	521,233	505,931
その他	19,840	48,095
流動資産合計	2,251,671	1,980,988
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	365,471	360,094
土地	1,321,680	1,329,180
その他（純額）	200,661	378,648
有形固定資産合計	1,887,813	2,067,924
無形固定資産	1,747	1,398
投資その他の資産		
投資有価証券	682,902	660,829
その他	3,907	3,844
投資その他の資産合計	686,809	664,673
固定資産合計	2,576,370	2,733,996
資産合計	4,828,042	4,714,984
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,460	43,455
短期借入金	411,004	511,004
未払法人税等	94,748	34,628
賞与引当金	109,026	50,427
その他	211,530	102,197
流動負債合計	923,769	741,713
固定負債		
長期借入金	103,541	98,039
リース債務	10,848	26,584
退職給付引当金	76,352	81,566
役員退職慰労引当金	88,955	92,847
製品保証引当金	529	569
資産除去債務	9,405	9,405
その他	139,183	152,892
固定負債合計	428,815	461,904
負債合計	1,352,585	1,203,617

（単位：千円）

	前事業年度 （令和８年３月31日）	当中間会計期間 （令和８年９月30日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	201,600	201,600
資本剰余金	18,121	18,121
利益剰余金	2,879,094	2,930,728
自己株式	△14,800	△14,808
株主資本合計	3,084,015	3,135,641
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	391,441	375,725
評価・換算差額等合計	391,441	375,725
純資産合計	3,475,456	3,511,366
負債純資産合計	4,828,042	4,714,984

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
売上高	521,390	675,898
売上原価	266,653	359,504
売上総利益	254,737	316,394
販売費及び一般管理費	※1 148,150	※1 154,541
営業利益	106,586	161,852
営業外収益		
受取利息	6	17
受取配当金	5,241	7,042
雑収入	507	534
営業外収益合計	5,755	7,593
営業外費用		
支払利息	3,316	3,648
雑損失	2,539	1,200
営業外費用合計	5,856	4,848
経常利益	106,485	164,597
特別損失		
固定資産除却損	155	323
特別損失合計	155	323
税引前中間純利益	106,329	164,274
法人税、住民税及び事業税	17,711	31,111
法人税等調整額	14,392	21,491
法人税等合計	32,103	52,603
中間純利益	74,225	111,670

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	106,329	164,274
減価償却費	29,702	32,575
受取利息及び受取配当金	△5,248	△7,059
支払利息	3,316	3,648
売上債権の増減額（△は増加）	401,939	296,100
棚卸資産の増減額（△は増加）	△418,846	△357,756
仕入債務の増減額（△は減少）	△17,938	△54,004
賞与引当金の増減額（△は減少）	△44,392	△58,598
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	2,111	3,891
製品保証引当金の増減額（△は減少）	△68	40
未払又は未収消費税等の増減額	△8,629	△49,526
その他	△114,343	△61,623
小計	△66,065	△88,039
利息及び配当金の受取額	5,248	7,059
利息の支払額	△2,914	△3,880
法人税等の支払額	△39,809	△88,498
営業活動によるキャッシュ・フロー	△103,541	△173,358
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△28,005	△220,172
投資有価証券の取得による支出	△859	△876
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,865	△221,049
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	400,000	300,000
短期借入金の返済による支出	△500,000	△200,000
長期借入金の返済による支出	△5,502	△5,502
リース債務の返済による支出	△2,955	△3,456
配当金の支払額	△67,769	△59,840
その他	△549	△557
財務活動によるキャッシュ・フロー	△176,777	30,642
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△309,184	△363,764
現金及び現金同等物の期首残高	725,351	795,252
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 416,167	※1 431,487

【注記事項】

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
従業員給料	33,272千円	35,780千円
役員報酬	26,268千円	26,164千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
現金及び預金	416,167千円	431,487千円
現金及び現金同等物	416,167千円	431,487千円

（株主資本等関係）

前中間会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
令和７年６月24日 定時株主総会	普通株式	68,041	17	令和７年３月31日	令和７年６月25日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）

１．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
令和８年６月24日 定時株主総会	普通株式	60,036	15	令和８年３月31日	令和８年６月25日	利益剰余金

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	火工品事業	賃貸事業	計	
売上高	433,179	88,210	521,390	521,390
セグメント利益	63,481	63,998	127,479	127,479

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	127,479
全社費用（注）	△20,893
中間損益計算書の営業利益	106,586

（注）　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間会計期間（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	火工品事業	賃貸事業	計	
売上高	584,178	91,719	675,898	675,898
セグメント利益	118,409	65,525	183,935	183,935

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	183,935
全社費用（注）	△22,082
中間損益計算書の営業利益	161,852

（注）　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	火工品事業	賃貸事業	
官公庁	15,570	26,301	41,872
民間その他	417,608	2,186	419,795
顧客との契約から生じる収益	433,179	28,488	461,668
その他の収益	―	59,722	59,722
外部顧客への売上高	433,179	88,210	521,390

当中間会計期間（自　令和８年４月１日　至　令和８年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	火工品事業	賃貸事業	
官公庁	196,553	27,824	224,377
民間その他	387,625	3,219	390,844
顧客との契約から生じる収益	584,178	31,043	615,221
その他の収益	―	60,676	60,676
外部顧客への売上高	584,178	91,719	675,898

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 （自　令和７年４月１日 至　令和７年９月30日）	当中間会計期間 （自　令和８年４月１日 至　令和８年９月30日）
１株当たり中間純利益金額	18円55銭	27円90銭
（算定上の基礎）		
中間純利益金額（千円）	74,225	111,670
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	74,225	111,670
普通株式の期中平均株式数（千株）	4,002	4,002

（注）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和８年11月４日

細谷火工株式会社
　取締役会　御中

虎ノ門有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渋佐　寿彦

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大坂谷　卓

監査人の結論
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている細谷火工株式会社の令和８年４月１日から令和９年３月31日までの第76期事業年度の中間会計期間（令和８年４月１日から令和８年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。
　当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、細谷火工株式会社の令和８年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。